

社会人入学者数

■ 仙台青葉学院大学

学部学科	社会人入学者数
看護学部看護学科	1
リハビリテーション学部リハビリテーション学科	0
計	1

■ 仙台青葉学院短期大学

学科	社会人入学者数※
ビジネスキャリア学科	4
こども学科	1
歯科衛生学科	1
栄養学科	5
観光ビジネス学科	0
現代英語学科	0
言語聴覚学科	4
救急救命学科	0
計	15

※仙台青葉学院短期大学については、以下基準のほか、令和7年度に社会人選抜により入学した者を含む。

【令和7年度 私立大学等経常費補助金に係る調査の基準に準じて作成】

- ① 令和7年度に、正課課程（大学は学部、短期大学は学科）に入学した者。ただし、永続的に日本に生活拠点を置かず、一時的な滞在を予定している外国籍の学生については、在留資格に関わらず除外
- ② 次の i または ii のいずれかに該当する者
 - i. 令和7年4月1日現在で、25歳以上（平成12年4月1日以前に生まれた者）であり、当該年度に学部等に入学した者
 - ii. 令和7年4月1日現在で、25歳未満（平成12年4月2日以降に生まれた者）であり、当該年度に学部等に入学し、「社会人の定義」※に該当する者

※「社会人の定義」

入学前に次の a から c のいずれかに該当する者であること。

- a. 職に就いている者（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）
- b. 給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者
- c. 主婦・主夫

「社会人の定義」 a 及び b では、正規雇用（正規職員、従業員、自営業等）だけではなく、非正規雇用（アルバイト・パート等）も対象とするが、非正規雇用の場合は、学生（生徒）であることが生活の主である場合、対象外とする。ただし、非正規雇用であっても就業しながら定時制（夜間部）、昼夜開講制、第三部、通信制の学校に在籍し、経常的な収入を得ていた場合は対象とする。